

(改正案)

白石町教育大綱

平成28年3月

令和2年1月改正

令和3年 月改正

佐賀県杵島郡白石町

1 はじめに

白石町では、町長と教育委員会で話し合っ、町の教育の目標や施策の根本となる方針として、白石町教育大綱をつくりました。

○平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号。以下「法」という。）が一部改正され、平成27年4月に施行されました。

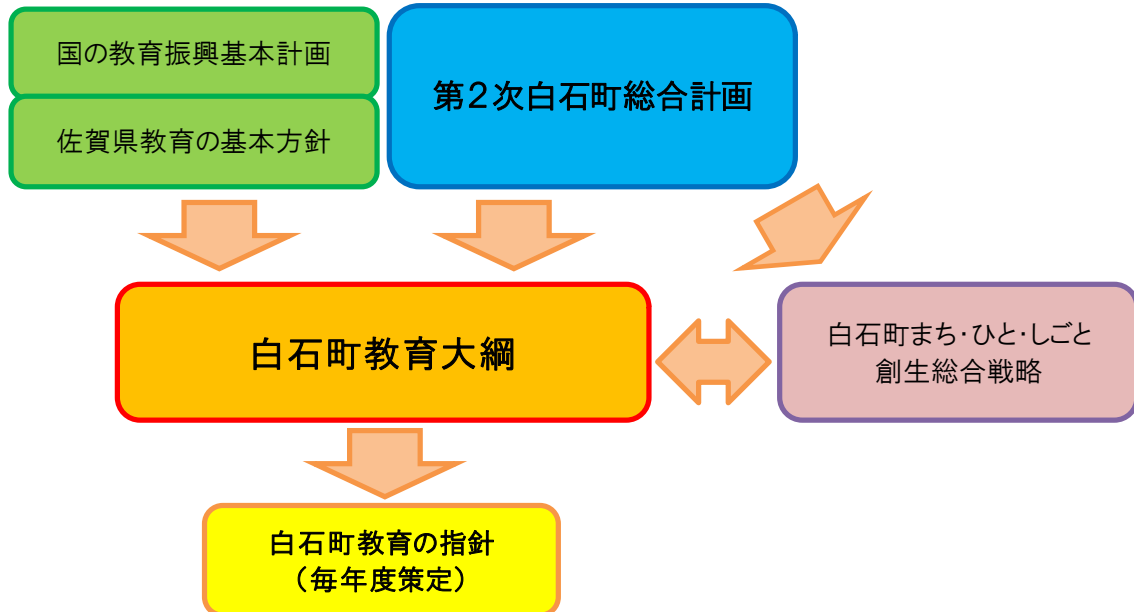
○法改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等とされています。教育長の役割、教育委員会、大綱の策定及び総合教育会議の設置等に関して改正されました。

○近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっており、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、地方公共団体の長に大綱の策定が義務付けられました。

○以上のことから、白石町では、法第1条の4第1項に定める、町長と教育委員会で構成する「白石町総合教育会議」において、協議、調整したうえで「白石町教育大綱」を策定しました。

2 大綱とは

- 他の計画を参考にしてつくりました。
- この大綱を基に、毎年度の事務事業を行います。



○大綱は、法第1条の3の規定に基づき、地域の実情に応じ、白石町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

○大綱では、『基本方針』とこれに基づく『重点目標』を定め、この下位計画として毎年度策定する、『白石町教育の指針』において具体的な施策を定め、様々な事務事業に取り組みます。

○策定に当たっては、次の既存の計画等と整合させています。

- ・教育振興基本計画（国。教育基本法第17条第1項。）
- ・佐賀県教育の基本方針（毎年度策定）
- ・第2次白石町総合計画（平成27年度～令和3~~2~~年度）
- ・白石町教育の指針（毎年度策定）

3 大綱の実施期間

- 平成27年度から令和3~~2~~年度までの7~~6~~年間の計画です。
- 途中で見直すこともあります。

○大綱の実施期間は、第2次白石町総合計画（平成27年度～令和3~~2~~年度）との整合を図るため、平成27年度から令和3~~2~~年度までの7~~6~~年間が実施期間です。

○ただし、今後の社会情勢等の変化や各種計画等との整合を図るため、毎年総合教育会議において協議、調整を行いながら、状況に応じて随時見直します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
第2次 白石町総合計画							
白石町教育大綱							

4 基本方針（大綱の基本となる考え方）

『人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち』を目指す白石町の基本理念を受け、また、国際化・情報化・少子高齢化など社会の変化を認識し、地域・学校・家庭が連携しながら、郷土に愛着をもち、郷土の発展に貢献しようとする心身ともに健康な白石町民を育成する。

5 重点目標

基本方針を基に、10本の柱を重点目標にしました。

- (1) 確かな学力の育成と時代のニーズに対応した教育の推進
- (2) 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進
- (3) 家庭・地域との連携協働による教育活動を支える環境の整備
- (4) 教職員の資質・能力の向上
- (5) 生涯学習まちづくりと地域コミュニケーションの推進
- (6) 青少年の健全育成
- (7) 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
- (8) 郷土文化の保存伝承と芸術文化の振興
- (9) 教育行政（教育委員会）に対する町民の理解促進
- (10) 小中学校統合再編等に関する取組

